

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

令和2年度

社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

事業計画

◆ 基本方針

現在、日常生活を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、家族構成、住民意識の変化などにより、地域コミュニティの希薄化など、複雑化・多様化してきています。これらに対応するため、行政や関係機関などにより、様々な施策が実施されておりますが、依然として制度の狭間の問題や新たな課題を抱える人も少なくありません。

このような状況の中、本会では、令和2年4月からスタートする「春日部市地域福祉活動計画」に基づき、地域を支える担い手や団体・組織を育てる地域づくりを目指すとともに、居場所や交流拠点、人と人とのつながりや地域の見守り・支え合い活動の充実などを着実に推進していきます。

重点的な取り組みとして「地域の支え合い活動の充実」、「地域の居場所づくりの活動支援」、「地域の困りごと解決に向けた仕組みづくり」、「複合課題に対応する包括的な相談支援体制づくりの充実」、「災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制整備」の5つを掲げ、地域の困りごとや複合課題に対応する事業を展開していきます。

そのため、令和2年度においては、春日部市地域福祉活動計画の基本理念である「笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」の実現に向け、継続性を大切にしながら、財政基盤の安定・強化に向けた取り組みをはじめ、地域や福祉活動の担い手などと連携を図ることで、地域福祉を推進する中心的な団体としてふさわしい事業を展開し、更なる地域福祉の充実を図ってまいります。

また、春日部市・庄和町社会福祉協議会の合併15周年にあたり「合併15周年記念社会福祉大会」を開催し、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するとともに、市内の社会福祉関係者が集い、相互の連携を深めることで、公益的な活動や福祉活動の更なる普及と充実を図ります。

◆ 事業計画

1. 法人運営

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営にあたり、定款・規程、事業計画、予算、事業報告、決算などの審議、議決など本会の基幹的業務を計画的に実施するとともに、各種サービスの実施を通して、法人の適正な運営に努めます。また、事務局会議を定期的で開催することで、担当間の情報共有や連携を図り、より円滑な法人運営や良質なサービスの提供に努めます。

(2) 住民・法人会員制度の充実

本会は、地域（会員）に支えられています。そのため、きめ細かく地域の生活ニーズを把握し、地域に必要とされる地域福祉活動を推進することにより、一般会員加入率の向上、賛助会員・特別会員の拡充に努めます。

(3) 広報（広報誌、ホームページ）の充実

本会活動の周知や福祉への理解を促進するため、広報誌「あしすと」（年3回）を全戸配布するとともに、福祉サービスに関することや、地域の困りごとに関する情報などを身近に感じてもらえるよう情報発信力の充実に努めます。

また、ホームページを全面的にリニューアルし、これまで以上に見やすく、分かりやすい情報提供に努めます。

(4) 関係機関、団体等との連携

地域全体での生活課題の解決に向け、行政はもちろんボランティア団体、関係機関・団体などとの連携を推進します。

(5) 職員研修制度等の充実

人材育成や専門性の向上を図るため、定期的な職員研修を実施するなど、研修制度の充実に努めます。また、主査、主幹に対しても更なる管理能力の向上のため県社協と連携した研修に努めます。

(6) 健康でいきいきと働きやすい職場環境づくり

ストレスチェック制度を導入し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、働きやすい職場環境づくりに努めます。

(7) 財政基盤の安定・強化

各事業において、安定的な運営を意識するとともに、創意工夫により、職員一丸となって財政基盤の強化を図ります。

(8) 「合併15周年記念社会福祉大会」の開催

春日部市の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するとともに、市内の社会福祉関係者が集い、相互の連携を深めることで、公益的な活動や福祉活動の更なる普及と充実に努めます。さらに、合併15周年記念イベントを機に本会の使命を再認識し、未来に向け、持続可能な組織運営を目指します。

2. 福祉事業の推進

(1) 生活課題の解決に向けた地域支え合い活動の推進

① コミュニティソーシャルワーク機能の充実

「地域共生社会」の実現に向け、一般住民や自治会、民生委員、福祉関係者などと連携することにより、地域の生活課題の解決に努めます。

また、地域における支え合いの仕組みづくりを推進することにより、地域力の向上に努めます。

② 生活支援体制整備事業（市受託事業）

高齢化が進む中で生じる地域の抱える課題に対し、地域の社会資源である地縁組織やボランティア、社会福祉施設など様々な立場の人が生活支援を行う「地域で支える仕組みづくり」を推進します。

また、「生活支援コーディネーター」を配置し、様々な団体の参画、地域福祉の新たな担い手の養成、住民主体の取組を推進します。

- 支え合い会議（協議体）の開催（第1層：市圏域、第2層：支部社協圏域）
地域の情報を様々な立場の人で共有する仕組みを整えるとともに、新たな仕組みづくりにつなげていきます。
 - 担い手養成講座の開催
地域住民が社会参加、社会的な役割を持つ事で生きがいを感じ、介護予防に加え、地域づくりにつなげられるよう、地域活動を担う人材を養成します。
 - 訪問型サービスA従事者養成研修の開催
生活支援サービスの担い手育成の一環として、春日部市の指定訪問型サービスA事業所で生活支援を担う従事者を養成します。
- ③ 住民懇談会の実施
地域の社会資源の拡大、地域の強みや課題の共有を進め、新たな支え合い活動につなげていくため、住民懇談会を実施します。
- ④ 市内の社会福祉法人等との連携
制度の狭間の問題や新たな課題などに対する地域の支え合い活動の推進のため、社会福祉法人などと地域の協働を進めます。
- 「春日部市社会福祉法人連絡会」の設置
高齢者、児童、障がい者などの分野を越えた社会福祉法人相互の更なる連携や地域社会の課題解決を図るため、「春日部市社会福祉法人連絡会」を設置します。この連絡会では、「地域における公益的な取組」について、検討していきます。
 - 「地域開放スペース」の推進（「地域開放スペースマップ」の発行）
社会福祉法人などと地域をつなぐ手段の一つとして、社会福祉法人などが運営する施設内の会議室などを地域住民へ開放する「地域開放スペース」の拡充に努めます。
 - 「かすかべお役立ちマップ」の発行
サロンや会食会、生活支援団体など地域の支え合い活動を「見える化」することで更なる地域の支え合い活動の啓発や利用促進を図ります。
- ⑤ 彩の国あんしんセーフティネット事業
社会福祉法人による社会貢献活動の一環として、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮などの新たな課題に対し、市内の社会福祉法人と協働して、相談支援を行います。
また、「春日部市彩の国あんしんセーフティネット事業連絡会」を開催し、事業参加施設間の情報共有などを進めます。
- ⑥ かすかべ家事サービス事業
高齢者世帯や障がい児者世帯、ひとり親世帯などを対象に、日常的な家事や院内介助（車いすでの移動介助に限る）など地域の支え合い活動を進めることにより、生活支援や安心して暮らす事のできる地域づくりを推進します。

- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）
子どもを預けたい人（依頼会員）と預かりたい人（提供会員）を組織化することにより、生後6ヶ月から小学校6年生の子どもがいる世帯を対象に児童の送迎や帰宅後の一時預かりなど地域の支え合い活動を進め、仕事と家庭の両立と子育て支援を図ります。
- ⑧ 子どもの居場所づくり
子どもの貧困に係る課題について、地域で何ができるかを考えることができるよう、新たな活動の立ち上げなどの支援を行うため、ボランティア講座などを開催します。また、社会的孤立への対応として、子どもの居場所（サロン等）を地域住民とともに取り組むことで、地域の支え合い活動の仕組みづくりにつなげていきます。
さらに、子どもの支援体制を充実させていくため、活動団体への相談支援や積極的な周知などを行ない、関係団体とのネットワークを構築します。

(2) 支部社協活動の推進

地域住民の参加協力のもと、各支部社協が地域ごとの課題・特性に応じて、地域の中心的な役割を果たせるよう、本会と支部社協の更なる連携や情報共有を進めることで、きめ細かな福祉の推進を図ります。

また、継続的な支部社協活動や地域福祉の推進などを行うため、養成講座の開催など人材育成を進めます。

- ① 見守り・声かけ活動
支部社協の協力のもと、70歳以上の単身の高齢者や高齢者夫婦世帯などに対し、日常的な見守りや声かけ活動などを推進します。
- ② ふれあい会食会
地域住民の協力のもと、単身の高齢者や高齢者夫婦世帯などに対し、「ふれあい会食会」又は「配食サービス」を実施することで、地域での交流や生きがいづくりなどの支援を行います。
- ③ ふれあい・いきいきサロン
高齢者や介護者、子育て中の方など地域住民が周囲との交流を図り、社会的孤立の予防や介護予防など地域づくりにつなげる居場所づくりを支援します。
- ④ 福祉ニーズ対策委員会
近隣住民の参加協力のもと、地域の実態やニーズを調査、把握し、支部社協に活動重点目標を提示することにより、日常的な支援体制づくりを推進します。
- ⑤ 支部社協相互情報交換会
支部社協活動の現状や課題などについて、各支部間で情報を共有することにより、より地域に根ざした地域福祉活動を推進します。

(3) 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実

- ① 福祉サービス利用援助事業
判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、支援を行います。
- ② 県社協受託事業・小口福祉資金の貸付
低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生計の安定や自立を図るため、必要な生活資金を低利で貸し付けを行います。
- ③ 心配ごと相談事業
市民の心の問題や法律の問題に対し、臨床心理士や弁護士による相談を行います。

(4) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンターの運営（春日部・牛島・浜川戸・武里）
ボランティア活動に関する情報発信や、ボランティアパートナーによるボランティア相談、ボランティアセンターの貸し出しなどを行うことにより、ボランティア活動やボランティア交流の拠点化に努めます。
- ② ボランティアの育成及び活動支援
ボランティア相談やボランティア活動推進のための講座などを開催することで、地域のニーズに応じたボランティアの養成に努めます。
また、ボランティア活動推進連絡会に加盟する団体への助成を行ない、各種活動を支援するとともに、様々な団体の協力を得ながら、ボランティアフェスティバルなどを開催することで、定期的なボランティア活動への啓発に努めます。
さらに、ボランティア情報を蓄積することにより、ボランティアの紹介やコーディネート業務の迅速化を図るため、ボランティア登録制度の周知を積極的に図ります。
- ③ 災害ボランティアセンターの対応
被災者支援を担う災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、被災者や災害ボランティア活動希望者への対応や運営方法についての対応を進めます。
また、災害対応訓練の一環として、「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」を実施します。
- ④ 庄和社会福祉センターの貸出し
福祉活動の場として施設を貸し出しすることにより、地域福祉の推進を図ります。

(5) 福祉教育の推進及び福祉人材の養成

- ① 福祉教育の推進
小中学校や当事者団体、ボランティアグループなどの協力を得ながら、高齢者や障がい者（児）など、誰もが地域の一員であるという意識の醸成を図るとともに、福祉に関する問題や活動への興味を促し、地域活動への参加を通して

地域づくりにつながるよう福祉教育を推進します。

- ② 市民福祉まつり・ふれあい広場の開催（11月に開催予定）
市民一人ひとりの心のふれあいを通して住みよいまちを築くとともに、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ思いやりある心を育みます。
- ③ 敬老会の開催（市受託事業）（9月に開催予定）
満75歳以上の高齢者を対象に、社会に尽くされてきた高齢者の長寿を祝うとともに、市民の高齢者に対する敬意の心を深めます。
- ④ 社会福祉従事者の養成
大学などから実習生を受け入れることにより、社会福祉従事者の養成や地域への貢献を図ります。

(6) 在宅福祉の支援

- ① 紙おむつ配付事業
紙おむつなどを配付することで、経済的な負担の軽減や在宅での介護を支援します。
- ② 福祉機器貸出し事業
福祉機器を貸し出しすることにより、利用者の生活の質の向上や福祉教育の推進を図ります
また、車椅子貸出しについては、利便性の向上を図るため、障がい者通所支援施設（ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、ひまわり園、リサイクルショップ）においても貸し出しを始めます。
- ③ 有償ホームヘルプサービス事業
介護保険制度や障害者総合支援制度の限度を超えてサービスを受けたい方や公的ホームヘルプサービス事業の派遣が受けられない方を対象に、生活の安定や精神的な安定を図り、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するため、有償でホームヘルプサービスの提供を行ないます。
- ④ 歳末援護金配付事業
歳末たすけあい運動の一環として、明るい歳末を迎えられるよう援護金を配付します。

(7) 社会参加の促進及び機会の提供

- ① 手話通訳派遣事業（市受託事業）
社会生活におけるコミュニケーションなどを円滑にするため、聴覚障がい者や音声、言語機能障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣します。
また、研修会などを開催することで、手話通訳者の技術向上に努めます。
- ② 障がい児ふれあいバス旅行
親子や各家庭間の交流を深めるため、18歳までの障がい児とその家族を対象に、バス旅行の機会を提供します。
- ③ ひとり親家庭バス旅行
親子や各家庭間の交流を深めるため、ひとり親家庭の親子（子どもは小学6

年生まで)を対象に、バス旅行の機会を提供します。

④ 福祉車両貸出し事業

高齢者や障がい者に対し、福祉車両を貸し出すことにより、利用者の行動範囲を広げ、社会に参加する機会を確保します。

(8) 介護保険事業

① 居宅介護支援事業

要介護状態となった方が可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、ニーズを反映した居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、心身の状態や生活環境に応じて、保険・医療・福祉、インフォーマルサポートなど社会資源を結びつけ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援を行います。

② 訪問介護事業

要支援者や要介護者、その家族などの負担の軽減を図り、在宅での生活が安心して送れるよう介護計画などに基づきホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活の援助を行います。

③ 通所介護事業(あしすと春日部、ゆっく武里)

要支援者や要介護者に対し、魅力ある通所介護サービスを提供することで利用者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の向上、利用者満足度の向上を図り、家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ります。

④ 地域包括支援センター事業(市受託事業)

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むために必要なサービスを身近な地域で提供できるよう、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防事業や高齢者本人・家族に対して総合的な相談などを行います。

(9) 障害福祉サービス事業

① 居宅介護等事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい者(児)や知的障がい者(児)、精神障がい者(児)に対して、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営む事が出来るようホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活の援助を行います。

② 地域活動支援センター事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい者に対して、各種サービスを提供することにより、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営むことが出来るように援助を行います。

③ 障がい者通所支援施設の運営(指定管理事業)

指定管理の運営にあっては、利用者やその家族が安心して利用できるよう引き続き、良質なサービスの提供に努めます。

なお、指定管理期間が令和2年度までとなるため、今年度には指定管理者の公募が行われることが想定されるので、本会としての方針を固め、事業計画書を策定します。

○ 指定管理期間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）

- ・ 就労支援継続支援B型（ふじ支援センター・ゆりのき支援センター・ひまわり園・リサイクルショップ）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労や生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための支援を行います。

- ・ 生活介護（あおぞら）

常時介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ又は食事の介護、創作・生産活動の機会の提供を行います。

④ 春日部市障害者就労支援センター運営事業（市受託事業）

就労を希望する障がい者、又は家族からの就労相談を受け付け、企業との調整を支援します。また、職場実習の受入れ先の開拓など、社会参加と自立を支援します。

(10) その他の事業

① 法外援護金支給事業

不測の事態により所持金もなく、旅費などに困窮している行路者に援護金を支給します。

3. 収益事業

(1) 自動販売機設置経営事業の実施

財源確保を図るため、自動販売機の設置及び増設に努めます。

(2) 不要入れ歯回収事業の実施

NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会に協力して、不用となった入れ歯を回収しその入れ歯に使われている貴金属を再利用することにより得た収益金を地域福祉の推進などに活用します。